

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年8月31日
【発行者名】	アイガー・マネジメント・リミテッド (Eiger Management Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 サブリナ・レンホフ (Sabrina Lehnhoff)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）】	外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アイガー・ファンドシリーズ－EMF（エマージング・マネー・ ファンド） (Eiger Fund Series - Emerging Money Fund (ZAR))
【届出の対象とした募集（売出）】	外国投資信託受益証券の金額】 900億南アフリカ共和国ランド（約5,607億円）を上限とします。 （注）南アフリカ共和国ランド（以下「ランド」といいます。）の円貨換算 は、便宜上、2020年6月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電 信売買相場の仲値（1ランド＝6.23円）によります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月31日に半期報告書を提出いたしましたので、2020年5月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ③ 管理会社の概況 (iii) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加または更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は訂正内容には該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

アイガー・ファンドシリーズ（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるEMF（エマーシング・マネー・ファンド）（以下「サブ・ファンド」といいます。）の運用状況は、以下のとおりです。

（１）投資状況

（2020年6月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (南アフリカ共和国ランド)	投資比率 (%)
投資信託	南アフリカ	253,407,872.25	94.35
現金・その他の資産（負債控除後）		15,175,413.46	5.65
合計（純資産総額）		268,583,285.71 (約1,673百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）南アフリカ共和国ランド（以下「ランド」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2020年6月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド＝6.23円）によります。以下同じです。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券はランド建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限りランド貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）運用実績

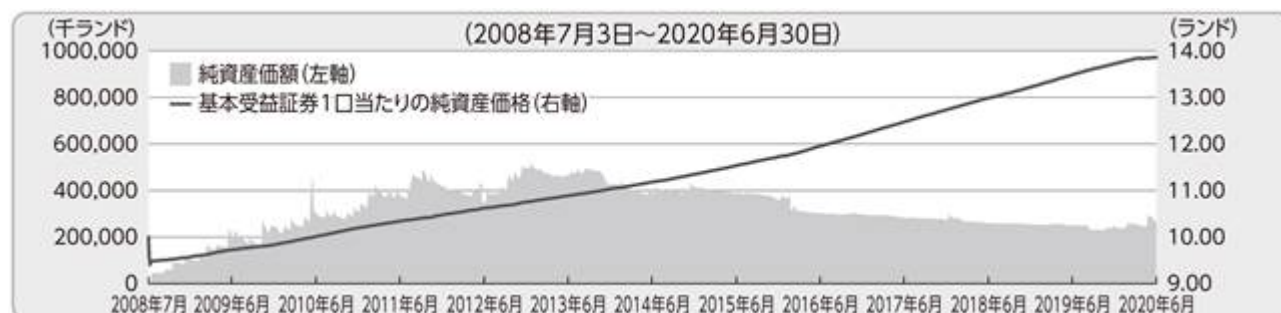
① 純資産の推移

2020年6月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		基本受益証券1口当たりの純資産価格	
	千ランド	百万円	ランド	円
2019年7月末日	250,159	1,558	13.53	84
8月末日	251,112	1,564	13.58	85
9月末日	230,485	1,436	13.61	85
10月末日	230,166	1,434	13.65	85
11月末日	239,511	1,492	13.69	85
12月末日	243,049	1,514	13.72	85
2020年1月末日	237,723	1,481	13.76	86
2月末日	257,003	1,601	13.80	86
3月末日	254,948	1,588	13.83	86
4月末日	246,586	1,536	13.84	86
5月末日	288,418	1,797	13.85	86
6月末日	268,583	1,673	13.86	86

（注）基本受益証券とは、サブ・ファンドの基本受益証券をいいます。また、受益証券とは、基本受益証券の持分の1,000分の1を表章する各持分をいい、日本における販売会社が日本において申込みまたは買戻しを取り扱うことができるサブ・ファンドの受益証券の単位をいいます。

<参考情報>



（注）過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

② 分配の推移

2020年6月末日以前1年間に於いて、該当事項はありません。

③ 収益率の推移

2020年6月末日以前1年間に於ける収益率は、以下のとおりです。

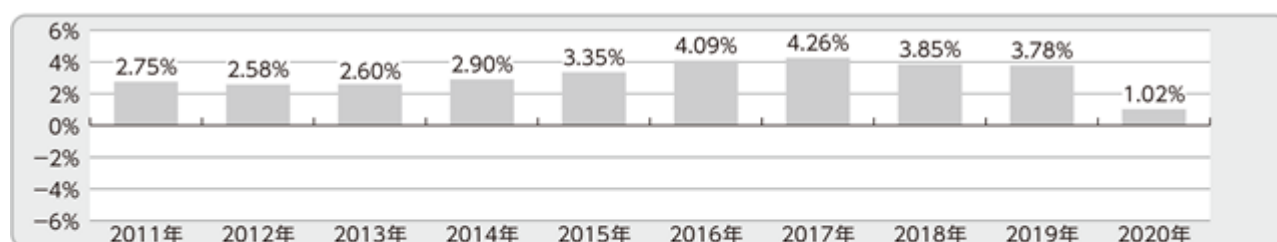
期間	収益率（％）（注）
2019年7月1日～2020年6月末日	2.82

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2020年6月末日の基本受益証券1口当たりの純資産価格（当該期間の分配金の合計額（税引前）を加えた額）

b＝2019年6月末日の基本受益証券1口当たりの純資産価格（分配落の額）

<参考情報>



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該暦年末の基本受益証券1口当たり純資産価格（当該暦年中の分配金の合計額（税引前）を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の基本受益証券1口当たり純資産価格（分配落の額）

（注2）2020年については2020年1月1日から同年6月末日までの収益率となります。

（注3）過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

2 販売及び買戻しの実績

2020年6月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2020年6月末日現在の発行済基本受益証券口数は、以下のとおりです。

販売基本受益証券口数	買戻基本受益証券口数	発行済基本受益証券口数
7,454,362 (7,454,362)	6,624,007 (6,624,007)	19,371,625 (19,371,625)

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済基本受益証券口数です。

（注2）上記口数は、小数点以下を四捨五入して記載しています。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ケイマン諸島における法令に基づき米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類はランドで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、便宜上、2020年6月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=6.23円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

E M F（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）

資産負債計算書（未監査）

2020年5月31日現在

（表示通貨：ランド）

	(ランド)	(千円)
資産		
現金および現金同等物	65,011,916	405,024
未収利息	1,049,377	6,538
STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドへの投資 （取得原価：232,362,235ランド）（注記3）	232,362,235	1,447,617
発行未収金（注記11）	6,177	38
その他資産	50,972	318
資産合計	298,480,677	1,859,535
負債		
買戻未払金（注記12）	8,123,087	50,607
未払管理報酬（注記4）	512,460	3,193
未払販売報酬（注記5）	234,877	1,463
未払代行協会員報酬（注記6）	106,763	665
未払事務代行報酬（注記7）	239,331	1,491
未払専門家報酬	257,454	1,604
未払受託報酬	110,200	687
未払保管報酬（注記8）	29,387	183
未払マーケティング報酬	335,430	2,090
未払翻訳報酬	114,046	711
負債合計	10,063,035	62,693
純資産	288,417,642	1,796,842
純資産の内訳：		
資本（注記9）	169,630,319	1,056,797
利益剰余金	118,787,323	740,045
純資産合計	288,417,642	1,796,842

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

EMF（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
損益計算書（未監査）
2020年5月31日に終了した6か月間
（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
収益		
受取利息（注記3）	7,728,516	48,149
収益合計	7,728,516	48,149
費用		
管理報酬（注記4）	1,693,519	10,551
販売報酬（注記5）	682,625	4,253
代行協会員報酬（注記6）	349,330	2,176
事務代行報酬（注記7）	613,055	3,819
専門家報酬	514,667	3,206
受託報酬	384,097	2,393
マーケティング報酬	335,430	2,090
保管報酬（注記8）	134,278	837
翻訳報酬	114,046	711
費用合計	4,821,047	30,035
投資純収益	2,907,469	18,114
投資取引に係る実現純利益		
投資有価証券に係る実現利益（注記3）	—	—
投資取引に係る純利益	—	—
運用による純資産の純増加	2,907,469	18,114

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

EMF（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
純資産変動計算書（未監査）
2020年5月31日に終了した6か月間
（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
運用による純資産の増加：		
投資純収益	2,907,469	18,114
投資有価証券に係る純利益	—	—
運用による純資産の純増加：	2,907,469	18,114
資本取引による純資産の減少：		
資本発行	85,619,590	533,410
資本買戻し	(39,620,531)	(246,836)
資本取引による純資産の純減少：	45,999,059	286,574
純資産の減少合計	48,906,528	304,688
期首純資産	239,511,114	1,492,154
期末純資産	288,417,642	1,796,842

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

EMF（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
キャッシュ・フロー計算書（未監査）
2020年5月31日に終了した6か月間
（表示通貨：ランド）

	（ランド）	（千円）
運用活動からのキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	2,907,469	18,114
運用から生じた純資産の純増加から運用活動から得た現金純額への調整：		
投資有価証券の購入に係る支払	(7,920,817)	(49,347)
投資有価証券の売却による収入	—	—
投資有価証券に係る実現純利益	—	—
未収利息の増加	272,928	1,700
未払金および未払負債の増加	483,893	3,015
その他資産の増加	(50,972)	(318)
運用活動から得た現金純額	(4,307,499)	(26,836)
財務活動からのキャッシュ・フロー		
資本発行	85,619,590	533,410
資本買戻し	(33,018,405)	(205,705)
財務活動に使用した現金純額	52,601,185	327,705
現金および現金同等物の純減少	48,293,686	300,870
現金および現金同等物、期首残高	16,718,230	104,155
現金および現金同等物、期末残高	65,011,916	405,024
補足情報：		
利息受取額	8,001,444	49,849

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

EMF（エマージング・マネー・ファンド）
（アイガー・ファンドシリーズのシリーズ・トラスト）
財務書類に対する注記（未監査）
2020年5月31日現在

1. 組織および事業

EMF（エマージング・マネー・ファンド）（以下「サブ・ファンド」という。）は、2005年8月8日付基本信託証書によりオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるアイガー・ファンドシリーズ（以下「ファンド」という。）の個別のシリーズ・トラストとして設立された。サブ・ファンドは、2008年5月30日付補遺信託証書ならびに2008年6月19日付の変更および再録補遺信託証書に従い設立された。ファンドは、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として登録されている。

基本信託証書に従い、メープルズ・エフエス・リミテッドはファンドの受託会社として任命されている。

サブ・ファンドの投資目的は、短期の元本確保および流動性を達成することである。この投資目的を達成するため、サブ・ファンドの資産は直接的に、またはSTANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて間接的に、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金へ投資される。

サブ・ファンドはFASB会計基準成文化第946号の会計報告指針に準拠する投資会社である。

2. 重要な会計方針の要約

表示の基礎

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成において、マネジメントは、決算日現在の資産および負債の報告額ならびに偶発資産および債務の開示、ならびに当会計期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積および仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積と異なる可能性がある。

重要な会計方針は以下のとおりである。

投資の評価

サブ・ファンドは、会計基準アップデート第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1単位当たり純資産価値（または同等のもの）を計算する特定の事業体への投資の開示」を適用した。そのため、サブ・ファンドの投資先ファンドに対する投資の公正価値は、実務簡便法として受益証券1口当たり純資産価値を用いて測定される。かかる価格は、サブ・ファンドの最終的な価格として扱われ、かかる価格の独立機関による検証は行われない。

投資取引および収益

投資取引は取引日基準で計上される。利息は、実効金利法を用い、損益計算書において認識される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、満期日まで3か月未満の短期利付商品が含まれる。

外貨換算

サブ・ファンドは外貨建の取引を行っている。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートで換算される。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日の実勢為替レートで換算される。投資先ファンドへの投資はランド建であるため、当該投資による直接的な為替差損益は生じない。

税金

サブ・ファンドは、ケイマン諸島政府の現行法に基づき、収益、不動産、譲渡、売却またはその他にかかるケイマン諸島の税金が課されていない。サブ・ファンドは通常、いかなる管轄地の所得税も課されないように業務を遂行する意向である。

財務会計基準審議会（FASB）ASCトピック第740号（旧FASB解釈指針第48号「法人所得税等の不確実性に関する会計処理－FASB基準書第109号の解釈」）に準拠して、サブ・ファンドは、税務上のポジションが、当該ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するすべての抗議や訴訟手続の解決を含む該当する税務当局による調査で認められる可能性が50%を超えるかどうかを判断することが要求される。認識されるタックス・ベネフィットは、最終的な解決によって50%超の可能性で実現することが見込まれるベネフィットの最大額に基づき測定される。過去に認識されたタックス・ベネフィットの認識中止により、サブ・ファンドが税務負債を計上し、純資産が減少することもありうる。当該方針は、閾値、測定、認識中止、分類、利息および罰金、中間会計期間の会計処理、開示、ならびに他の事業体との財務書類の比較可能性を高めることを目的とした移行の指針についても規定している。

分析に基づき、サブ・ファンドは、当該方針は当中間期において財務書類に重大な影響を与えなかったと判断している。

その他の費用

その他の費用は発生主義で計上される。

分配方針

サブ・ファンドは収益の分配を行わない方針である。サブ・ファンドが得た収益は再投資され、受益証券の価値に反映される。一般的な分配方針にかかわらず、管理会社は、管理会社が決定する日に管理会社が決定する価格で、各受益者に会計期間に関する分配金を支払うよう受託会社に命じることができる。当該分配金はサブ・ファンドの収益から支払われる。会計期間に関する分配金は、関連する分配日に事務代行会社が保管している受益者名簿にその者の氏名で受益証券が登録されている個人に対して支払われ、かかるすべての分配金はセント単位で切り捨てられる。

発行未収金

発行未収金は受益者に対する未収金であり、2020年5月31日までに発行処理されたが受益者からまだ現金を受け取っていない額である。

買戻未払金

ランドまたは受益証券口数のいずれかで表示される買戻しは、買戻通知に必要となるランドの金額および受益証券口数のそれぞれが確定した時点（通常、会計期間の末日に確定する）で負債として認識される。結果として、中間期末より後に支払われるが、中間期末時点の純資産価額に基づく買戻金は、中間期末現在の買戻未払金として反映される。2020年5月31日現在、中間期末より後に支払われるが、中間期末時点の純資産価額に基づく8,123,087ランドの買戻金は、買戻未払金として反映されている。ランドの金額および受益証券口数が確定していない買戻通知を受け取った場合、買戻しの金額および受益証券口数の算定に用いられる純資産価額が決定されるまで、資本として維持される。

新会計基準の公表

2019年12月1日より後に開始する期間において初度適用され、サブ・ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる会計基準、解釈、または既存の基準に対する修正はない。

公表済であるものの、2019年12月1日現在発効していない新基準、基準に対する修正および解釈の多くは、当財務書類の作成に際し、適用されていない。これらはいずれもサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと見込まれている。

3. STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドへの投資

サブ・ファンドは、元本確保が保たれるよう、流動性の高い資産にサブ・ファンドの資産を投資しているが、元本確保の保証はない。当該資産は、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金に直接投資されることがある。当該資産はまた、投資先ファンドの受益証券へも投資される（注記1）。

投資先ファンドは、主に南アフリカ共和国の主要な銀行ならびに南アフリカ共和国での事業活動が認可されている南アフリカ共和国以外の銀行に投資する、南アフリカ共和国の集団投資スキームである。投資先ファンドは、統合マネー・マーケット集団投資スキームとして構成されている。投資先ファンドの主たる運用目的は、元本確保および流動性に相応する高水準の現行利息を獲得することである。

投資先ファンドは、南アフリカ共和国の2002年集団投資スキーム管理法の規定で認められているとおり、適正に格付けされた商品に投資している。これらの商品には、南アフリカ共和国の主要な5つの銀行グループおよび南アフリカ共和国での事業活動が認可されている南アフリカ共和国以外の銀行が発行する商品が含まれる。特定の政府発行債、政府保証債および最高格付けを有する企業の社債を当該ポートフォリオに含めることも適宜考慮される。投資先ファンドは、外国の投資（すなわち、南アフリカ共和国以外を拠点とする投資）を直接的にも間接的にも保有することができない。

2020年5月31日現在、サブ・ファンドの投資の詳細は以下のとおりである。

	受益証券	公正価値 (ランド)	純資産の割合
STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド	232,362,235	232,362,235	80.56%
投資合計	232,362,235	232,362,235	80.56%

サブ・ファンドは投資先ファンドへの投資から受取利息を稼得する。当該受取利息は、投資先ファンドが負担する投資運用報酬またはその他の報酬控除後の金額で計上される。

4. 管理報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、アイガー・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの管理会社として従事している。管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.20%を上限とする四半期毎の報酬を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。管理会社はまた、サブ・ファンドの資産から、管理会社が提供した業務に関して合理的に負担した経費の払戻しを受ける権利も有する。

2020年5月31日に終了した6か月間に発生した管理報酬1,693,519ランドのうち、2020年5月31日現在512,460ランドが未払いとなっている。

5. 販売報酬

2005年8月8日付基本信託証書、2008年5月30日付補遺信託証書、およびその時々管理会社からの指名に従い、エース証券株式会社、安藤証券株式会社、ばんせい証券株式会社、極東証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、今村証券株式会社、キャピタル・パートナーズ証券株式会社、藍澤證券株式会社およびひろぎん証券株式会社は、サブ・ファンドの販売会社（以下「販売会社」という。）として従事している。販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%を上限とする四半期毎の報酬の合計を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。この報酬は、各評価日において各販売会社が獲得した受益証券の保有残高に応じて販売会社間で比例按分される。

2020年5月31日に終了した6か月間に発生した販売報酬682,625ランドのうち、2020年5月31日現在234,877ランドが未払いとなっている。

6. 代行協会員報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、UBS証券株式会社は、サブ・ファンドの代行協会員（以下「代行協会員」という。）として従事している。代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%を上限とする四半期毎の報酬を、サブ・ファンドの資産から各暦年四半期末に後払いで受領する権利を有する。代行協会員はまた、サブ・ファンドの資産から、代行協会員が提供した業務に関して合理的に負担した経費の払戻しを受ける権利も有する。

2020年5月31日に終了した6か月間に発生した代行協会員報酬349,330ランドのうち、2020年5月31日現在106,763ランドが未払いとなっている。

7. 事務代行報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、バンク・オブ・ニューヨークのシンガポール支店は、サブ・ファンドの事務代行会社および名義書換機関（以下「事務代行会社」という。）として従事している。事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産に基づく年率換算したスライド率での月次の報酬（最低年間報酬54,000米ドル）を受領する権利を有する。

2020年5月31日に終了した6か月間に発生した事務代行報酬613,055ランドのうち、2020年5月31日現在239,331ランドが未払いとなっている。

8. 保管報酬

2005年8月8日付基本信託証書および2008年5月30日付補遺信託証書に従い、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、サブ・ファンドの保管会社（以下「保管会社」という。）として従事している。保管会社の主な業務は、サブ・ファンド資産を保管し、サブ・ファンドに関して締結された取引を決済し、かつサブ・ファンドの投資より生じるすべての収益を回収することである。保管会社は、サブ・ファンドの資産から、(i) サブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%および(ii) 1取引当たり20米ドルの取引報酬（最低年間報酬12,000米ドル）から成る報酬を毎月後払いで受領する権利を有する。保管会社はまた、サブ・ファンドの資産から、主に口座維持費、現金振替取引1件当たり10米ドルの振替手数料、第三者による為替取引に係る手数料、一般代理業務手数料および通信費を含む一定の追加保管費用を受領する権利を有する。

2020年5月31日に終了した6か月間に発生した保管報酬134,278ランドのうち、2020年5月31日現在29,387ランドが未払いとなっている。

9. 資本

発行を認められる基本受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。基本受益証券は、適格投資家に対し、2008年6月19日から2008年7月2日の期間（以下「当初申込期間」という。）に1口当たり10ランドの購入価格にて募集された。基本受益証券は、2008年7月8日以降に、各取引日の午後2時30分（東京時間）までにサブ・ファンドに申込書が提出されていることを条件に、下記の購入価格にて毎日発行可能である。当初申込期間に発行可能な基本受益証券の総額は、100億ランドであった。その後の継続申込期間には、総額900億ランドが発行可能である。

1口当たり購入価格は、関連する取引日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数第5位を切り捨てて小数第4位まで計算される。

当初申込期間中の発行人当たりの最低発行口数は、基本受益証券1口である。その後の継続申込期間中の最低追加発行口数は、基本受益証券0.001口である。

基本受益証券は、買戻日の午後2時30分（東京時間）までに受益者がサブ・ファンドに買戻請求を提出していることを条件に、毎日買戻し可能である。

1口当たり買戻価格は、関連する買戻日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済基本受益証券口数で除し、小数以下第5位を切り捨てて小数第4位まで計算される。かかる切捨てによる利益はサブ・ファンドが保有する。

1口当たり買戻価格の計算上、管理会社は、会計および販売手数料ならびに買戻通知に対応する資金を提供するための資産の実現またはポジションの決済の際にサブ・ファンドの勘定に関して発生しうる合理的な費用を反映する適切な引当金とみなされる金額を基本受益証券1口当たり純資産価格から差引くことができる。

買戻し1件当たりの最低買戻口数は、基本受益証券0.001口である。

サブ・ファンドの純資産価額が当初申込期間終了後に100,000,000ランドを下回った場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、サブ・ファンドのすべての発行済基本受益証券を強制的に買戻することができる。各基本受益証券の買戻価格は、強制買戻日に重なる評価日またはその直前の評価日に算定されるサブ・ファンドの基本受益証券1口当たり純資産価格に、当該投資の最終実現価額の差額および強制買戻しに伴う費用に関する調整額を加減算した価格となる。

以下は、2020年5月31日に終了した6か月間における基本受益証券取引および基本受益証券1口当たり純資産価格を示したものである。

2019年11月30日現在の基本受益証券口数	17,499,849
発行	6,196,153
買戻し	(2,870,341)
2020年5月31日現在の基本受益証券口数	20,825,661
2020年5月31日現在の純資産価額（ランド）	288,417,642
2020年5月31日現在の基本受益証券1口当たり純資産価格（ランド）	13.85

10. 重要なリスクおよび不確実性

サブ・ファンドの投資活動は、投資対象の金融商品および市場に関する様々な種類のリスクにさらされている。以下の要約は、サブ・ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの包括的な要約を意図したものではない。受益者は、サブ・ファンドへの投資に関連する全リスクの詳細について、英文目論見書（Offering Document）を参照すべきである。

(a) 市場リスク

市場リスクは、サブ・ファンドの投資の市場価額の変動により生じうる潜在的な損失である。市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、STANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資の価値に直接連動している。

投資先ファンドへの投資には、南アフリカ共和国の市場における政治経済状況による大きなリスクが含まれ、これによって投資の価値に影響が及ぶ可能性がある。特に、南アフリカ共和国のマネー・マーケット集団投資スキームへの投資は、南アフリカ共和国における金利の変動、ポートフォリオのデュレーション・リスクおよび投資先の短期金融商品の発行体の信用度による影響を受ける。他の新興市場と同様に、南アフリカ共和国の市場は、比較的少ない取引高に直面したり、流動性に欠ける期間や深刻な価格の変動が続いたりすることがある。

マネー・マーケット・ファンドへの投資は、当該マネー・マーケット・ファンドが受益証券1口当たり純資産価格を常に1.00ランドに維持できないリスクがある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが資金を調達することができず契約義務を履行できなくなるリスクである。南アフリカ共和国の市場が発展した市場に比べて流動性が低いために投資先ファンドへの投資によって買戻しに関する支払いが常に予定された時間内に行われるとは限らないことから、投資先ファンドへのサブ・ファンドの投資には流動性リスクがある。

(c) 信用リスク

信用リスクは、相手方による債務不履行によって貸借対照表日現在で保有している金融商品からの将来キャッシュ・フローの金額が減少することに関連している。サブ・ファンドに信用リスクをもたらす可能性のある金融商品は、主に現金および投資先ファンドへの投資から成る。

現金および投資の100%は、単一の金融機関であるバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「BoNY」という。）またはその子会社に保管されている。そのため、投資家への元本確保を含め、投資目的（注記1参照）を達成するサブ・ファンドの能力は、サブ・ファンドへの債務を履行するBoNYまたはその子会社の能力に拠る。

投資先ファンドは、ポートフォリオを構成する投資先マネー・マーケット商品の発行体の信用リスクにさらされている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動によって金融資産および負債の価値が変動するリスクである。為替リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、投資がサブ・ファンドの報告通貨である南アフリカ・ランド建てで発行されているため、限定的である。サブ・ファンドは、南アフリカ・ランドの突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性があるため、投資先ファンドが保有する投資に関する為替リスクの間接的なエクスポージャーを有している。

(e) 金利リスク

金利リスクは、金融商品および将来キャッシュ・フローの価値が市場金利の変動によって変動するリスクである。サブ・ファンドは、南アフリカ共和国のマナー・マーケット集団投資スキームへの投資が南アフリカ共和国の金利の変動の影響を受けるため、金利リスクのエクスポージャーを有している。

11. 発行未収金

当中間期末における発行未収金6,177ランドは基本受益証券1口当たり平均純資産価格13.85ランドでの基本受益証券446口の発行による、投資家からの未収額を表している。

12. 買戻未払金

当中間期末における買戻未払金8,123,087ランドは基本受益証券1口当たり平均純資産価格13.85ランドでの基本受益証券586,544口の買戻しによる、投資家への未払額を表している。

13. 契約義務および偶発事象

サブ・ファンドは、通常の業務において、様々な表明および保証を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象についてサブ・ファンドに対して提起される可能性のある将来の申立てを含むため、未知である。しかし、マネジメントは、経験に基づいて当該損失リスクが生じる可能性は低いと予測している。

14. 財務ハイライト

基本受益証券1口当たり運用成績（ランド）

合計

（当期発行済基本受益証券）

期首純資産価額	13.69
運用による利益：	
投資純収益	0.16
投資有価証券による実現純利益／損失	0.00
	0.16
期末純資産価額	13.85
トータル・リターン	1.18%
割合および補足データ：	
平均純資産に占める割合：	
費用比率(a)	(1.94%)
投資純収益比率(b)	1.17%

個別の投資家のリターンは、発行または買戻しの時期によって異なることがある。

(a) 費用比率は、平均純資産に占めるサブ・ファンドの当期費用合計の割合に基づいて計算されている。

(b) 投資純収益比率は、平均純資産に占めるサブ・ファンドの投資純収益の割合に基づいて計算されている。

（２）投資有価証券明細表等

サブ・ファンドは、ほぼすべての資産をSTANLIBインスティテューショナル・マネー・マーケット・ファンドに投資している。資産負債計算書を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2020年６月末日現在）

資本金の額 5,000万円および1,000アメリカ合衆国ドル（107,740円）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2020年６月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝107.74円）によります。

授權株式数 額面額1.00米ドルの普通株式1,000株および額面額1,000,000円の償還可能無議決権付優先株式50株

発行済株式総数 普通株式1,000株および償還可能無議決権付優先株式50株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づくメンバーの総会の決議を要します。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することです。管理会社は、基本信託証書に基づき、ファンド資産の投資および再投資ならびにファンドの受益証券の発行および償還について管理する責任を負っています。

2020年６月末日現在、管理会社が管理・運用を行っている投資信託は本サブ・ファンドのみです。

（３）その他

本書提出日前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正事項

下線部分____は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

5 運用状況

(2) 投資資産

<訂正前>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2020年3月末日現在)

銘柄	国名	種類	保有 株数 (株)	取得原価(ランド)		時価(ランド)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
STANLIB インスティテュー ショナル・マ ネー・マーケッ ト・ファンド	南アフリカ	投資信託	229,809,527.50	1.00	229,809,527.50	1.00	229,809,527.50	90.14

② 投資不動産物件

該当事項はありません(2020年3月末日現在)。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません(2020年3月末日現在)。

<訂正後>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2020年6月末日現在)

銘柄	国名	種類	保有 株数 (株)	取得原価(ランド)		時価(ランド)		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
STANLIB インスティテュー ショナル・マ ネー・マーケッ ト・ファンド	南アフリカ	投資信託	253,407,872.25	1.00	253,407,872.25	1.00	253,407,872.25	94.35

② 投資不動産物件

該当事項はありません(2020年6月末日現在)。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません(2020年6月末日現在)。